

「交通管制要領」の制定について（例規通達）

昭和55年12月22日

本部（交規）第28号

〔沿革〕 平成4年1月本部（交規）第1号、16年3月本部（機改）第19号、10月第42号、17年3月第12号、6月第42号、8月第52号、18年3月第31号、19年3月第15号、令和3年3月本部（交規）第25号、8年3月本部（警務）第17号改正

最近における交通環境は、自動車交通の急増、高速自動車国道の整備に伴う広域化等急激に変化している。

このような情勢に対処し、道路における交通の安全と円滑を確保するため、交通の障害、渋滞及び降積雪の状況等の交通情報を迅速的確に収集し、速やかに所要の措置を講じるとともに、これらの情報を道路利用者に提供することは、きわめて重要である。

これらの活動を効果的に推進するため、このたび「交通管制要領」を別添のとおり定めたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、「道路の交通禁止または制限状況の報告方について」（昭和39年11月16日付け交企発第650号）は、廃止する。

別添

交通管制要領

第1 趣旨

この要領は、自動車交通の広域化に対処するため、交通情報の迅速的確な報告連絡等交通管制に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 交通情報の種別

交通情報の種別は、次のとおりとする。

1 交通障害情報

自然災害、道路工事、事故その他の理由による道路の通行不能、通行の禁止及び制限（片側通行、車種別通行止め等）に関する情報をいう。

2 交通渋滞情報

車両の過度集中、道路工事、事故その他の理由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね時速20キロメートル以下になっている状態に関する情報をいう。

3 降積雪・障害情報

降雪量、積雪量、天候、路面の積雪又は圧雪の量、道路除雪の状況、通行の可否及び車両の滑り止め装置装着の必要の程度に関する情報をいう。

第3 対象道路

交通情報の通報連絡を行わなければならない対象道路は、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道及びこれらに準ずる道路とする。

第4 交通渋滞の表現

交通渋滞は、渋滞部分の長さとは速度により表現する。

1 長さの表現

長さは、渋滞の状態の始点から終点までの距離によって表す。

2 速度の表現

速度は、渋滞部分の速度によって表す。

第5 報告連絡

1 交通障害情報及び交通渋滞情報

対象道路において、交通障害又は交通渋滞が発生し、又は発生するおそれがある場合、発生地を管轄する署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）は、本部長に報告（交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）経由。以下同じ。）するとともに、必要に応じて隣接署長等に連絡するものとする。

2 降積雪・障害情報

署長等は、降積雪・障害情報について、原則として12月から3月までの間、毎日、本部長に報告するものとする。ただし、別に指示した場合は、この限りではない。

第6 報告事項及び方法

第5の1及び2に規定する報告は、それぞれ次に掲げる内容を警察無線（県内波とする。以下同じ。）又は電話により行うものとする。この場合において、警察無線により行うときは交通部交通規制課交通管制センターを呼び出すものとし、その呼称は「管制新潟」とする。

1 交通障害情報

「交通障害情報」（別記様式第1号）の内容

2 交通渋滞情報

「交通渋滞情報」（別記様式第2号）の内容

3 降積雪・障害情報

「降積雪・障害情報」（別記様式第3号）の内容

第7 う回指導、交通規制等の協力要請

1 署長等は、下記の場合、必要な事項を本部長に報告するとともに、関係署長等に連絡し、協力を要請するものとする。

(1) 交通障害が発生し、自署管内に適当なう回路がない場合

(2) 自署管内の交通障害に起因する渋滞が発生し、かつ、その影響が他署管内に及ぶ場合

(3) その他協力要請を必要と認めた場合

2 本部長は、前記報告があつたときは、必要な調整を行うとともに、関係署長等に対し所要の措置を指示するものとする。また、報告がない場合においても、必要と認めるときは、同様の調整及び指示を行うものとする。

第8 交通情報の広報、交通規制等の協力

1 署長等は、他の署長等から交通情報の連絡を受けた場合又はう回指導、交通規制等の協力要請があつた場合は、広報に努めるとともに、これに協力するものとする。

2 署長等は、前記要請に応じた措置を迅速的確に行うため、交通規制課長と協議し、あらかじめ通行禁止・制限の場所、方法、う回路等についての計画を策定しておくものとする。

第9 日本道路交通情報センターの活用

署長等は、交通規制課長を通じて、公益財団法人日本道路交通情報センターを有効に活用し、交通情報の効果的な広報に努めるものとする。

第10 体制の構築

署長等は、交通に関する情報収集及び情報共有が的確に行えるよう、道路管理者等の関係機関との体制の構築に努めるものとする。